(ち)	
田園住居地域内に建築することができる建築物	四　地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 五　前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六　前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）

別表第三の一の項(い)欄中「若しくは第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。

別表第四の一の項(い)欄中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十五条の規定　公布の日

二　第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物（第一条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条において「旧都市緑地法」という。）第三十五条第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条において「新都市緑地法」という。）第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　特定建築物については、新都市緑地法第三十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行後（前項の特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）にする新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に旧都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定されている緑地管理機構（旧都市緑地法第六十九条第一号イからハまでのいずれかに掲げる業務を行うものに限る。次項において「旧機構」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新都市緑地法第六十九条第一項の規定によりその住所地の市町村長から指定された緑地保全・緑化推進法人（次項において「新法人」という。）とみなす。

4　この法律の施行の際現に効力を有する旧都市緑地法第六十八条第二項若しくは第七十一条の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は現に旧都市緑地法第六十八条第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対して行っている指定の申請その他の行為であって旧機構に係るもののうち、新都市緑地法第六十九条又は第七十二条の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により新法人の住所地の市町村長が行った命令その他の行為又は当該市町村長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

（生産緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた第四条の規定による改正前の生産緑地法第八条第一項の許可の申請は、第四条の規定による改正後の生産緑地法（次項において「新生産緑地法」という。）第八条第一項の許可の申請とみなす。

2　新生産緑地法第十条から第十条の六までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に都市計画に定められている生産緑地地区に係る生産緑地についても、適用する。

第四条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（屋外広告物法の一部改正）

第六条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

（土地収用法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第三十号

二　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第五条第一項第五号イ

（自衛隊法の一部改正）

第八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の十三第一項中「第七条各号に掲げる工作物」を「第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設」に、「工作物」を「工作物その他の物件又は施設」に改める。

（駐車場法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

一　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項

二　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十七条第三項

三　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第十一条第三項及び第十六条第三項

（新住宅市街地開発法の一部改正）

第十条　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第十一条　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改め、同条第六項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改め、同条第七項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「都県知事」を「市町村長」に改める。

第九条及び第十条中「都県知事」を「市町村長」に改める。

第十一条中「都県知事」を「市町村長」に、「都県の」を「市町村の」に改める。